# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 22 | 学校保健安全法による医療費援助に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市教育委員会は、学校保健安全法による医療費援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

桑名市教育委員会

## 公表日

令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 学校保健安全法による医療費援助に関する事務 |
| ②事務の概要 | 学校保健安全法の規定に基づき、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るとともに、学校感染症等に対応するため要保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助を行っている。<br><br>特定個人情報ファイルは、学校保健安全法及び行政手続における特定個人情報を認識するための番号利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において、収集および提供を行っている。 |
| ③システムの名称 | 就学援助システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| （1）就学援助特定個人情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表40の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （情報提供の根拠）<br>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条<br>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第44条<br><br>（情報照会の根拠）<br>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第24条 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 教育委員会　教育総務課 |
| ②所属長の役職名 | 教育委員会　教育総務課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務部　総務課　511-8601　三重県桑名市中央町2丁目37番地　0594-24-1131 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 教育委員会　教育総務課　511-8601　三重県桑名市中央町2丁目37番地　0594-24-1236 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和6年7月24日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和6年7月24日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 特に力を入れている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ○ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 人手を介在させる作業** | | **[　　]人手を介在させる作業はない** |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 番号法および番号利用条例等のガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には性別以外の3情報による照会を行うことを厳守している。<br>申請者から個人番号及び本人情報が記載された「個人番号の提供書兼地方税関係情報取得同意書」が<br>提出された場合は確認後、速やかに廃棄している。 | |
| **9. 監査** | | |
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　　］ 内部監査　　［　　］ 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | | **[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する** |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 全ての対象職員に「eラーニングによるマイナンバー研修」を実施し、制度に関する知識を深めるとともに、特定個人情報の適切な取扱いに必要な知識の修得を行っている。 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年8月31日 | Ⅰ関連情報5．評価実施機関による担当部署②所属長 | 教育委員会　教育総務課長　山下　範昭 | 教育委員会　教育総務課長 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目1．対象人数 | 平成27年　7月　1日 | 平成30年　3月31日 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目2．取扱者 | 平成27年　7月　1日 | 平成30年　3月31日 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳリスク対策 | | 新様式への変更に伴う項目の追加 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目1．対象人数 | 平成30年　3月31日 | 令和元年　6月17日 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目2．取扱者 | 平成30年　3月31日 | 令和元年　6月17日 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目1．対象人数 | 令和元年　6月17日 | 令和2年　6月10日 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目2．取扱者 | 令和元年　6月17日 | 令和2年　6月10日 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅰ　関連情報　7．特定個人情報開示・訂正・利用停止請求　連絡先 | 0594-24-1136 | 0594-24-1131 | 事後 | |
| 令和4年2月4日 | Ⅰ　関連情報　4．②法令上の根拠 | （情報提供の根拠）<br>番号法第19条第7号　別表第二の26の項及び87の項 | （情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号　別表第二の26の項及び87の項 | 事後 | |
| 令和4年2月4日 | Ⅱしきい値判断項目1．対象人数 | 令和2年　6月10日 | 2021/12/15 | 事後 | |
| 令和4年2月4日 | Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数 | 令和2年　6月10日 | 2021/12/15 | 事後 | |
| 令和4年9月26日 | Ⅱしきい値判断項目1．対象人数 | 2021/12/15 | 2022/6/14 | 事後 | |
| 令和4年9月26日 | Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数 | 2021/12/15 | 2022/6/14 | 事後 | |
| 令和5年9月13日 | Ⅱしきい値判断項目1．対象人数 | 2022/6/14 | 2023/6/9 | 事後 | |
| 令和5年9月13日 | Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数 | 2022/6/14 | 2023/6/9 | 事後 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅰ　関連情報　3．法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一の27の項 | 番号法第9条第1項　別表40の項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年9月25日 | Ⅰ 関連情報 ４．②法令上の根拠 | （情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項<br><br>（情報照会の根拠）<br>番号法第19条第8号 別表第二の38の項 | （情報提供の根拠）<br>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条<br>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条<br><br>（情報照会の根拠）<br>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条 | 事後 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅱしきい値判断項目２．取扱者数 | 2023/6/9 | 2024/7/24 | 事後 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅱしきい値判断項目２．取扱者数 | 2023/6/9 | 2024/7/24 | 事後 | |
| 令和7年3月19日 | Ⅳリスク対策 ８．人手を介在させる作業 | | 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か<br>[ 十分である ]<br><br>判断根拠の根拠<br>[番号法および番号利用条例等のガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には性別以外の3情報による照会を行うことを厳守している。申請者から個人番号及び本人情報が記載された「個人番号の提供書兼地方税関係情報取得同意書」が提出された場合は確認後、速やかに廃棄している。] | 事前 | 標準化対応に伴う評価の再実施 |
| 令和7年3月19日 | Ⅳリスク対策 １１．最も優先度が高いと考えられる対策 | | 最も優先度が高いと考えられる対策<br>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <br><br>当該対策は十分か<br>[十分である]<br><br>判断根拠<br>[全ての対象職員に「eラーニングによるマイナンバー研修」を実施し、制度に関する知識を深めるとともに、特定個人情報の適切な取扱いに必要な知識の修得を行っている。] | 事前 | 標準化対応に伴う評価の再実施 |